

令和3年2月13日福島県沖地震支援制度

## 一部損壊住宅修理支援事業の申請窓口を 開設します。



ターゲット 13.1

令和3年4月30日

郡山市建設交通部

住宅政策課

担当：遠藤 一芳

TEL：924-2631

SDGs ターゲット 13.1「気候関連災害や自然災害に対する強靱化及び適応の能力を強化する」

令和3年2月の福島県沖を震源とする地震により、住宅に被害を受けた被災者の生活の安定を図る一助とするため、準半壊に至らない（一部損壊）住宅の修繕を行った被災者に補助金を交付する本市の「一部損壊住宅修理支援事業」につきまして、申請窓口を以下のとおり開設します。

- 1 開設期間 令和3年5月6日（木）から
- 2 申請窓口 市役所本庁舎2階 正庁
- 3 受付日時 月曜日～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分

### 【一部損壊住宅修理支援事業について】

居住する住宅が準半壊に至らない（一部損壊）程度の被害を受け、十分な資力のない世帯等が、20万円以上の対象となる修繕工事を行った場合、1世帯当たり一律で10万円を給付します。

#### 〈対象となる修繕工事〉

- ①屋根、基礎、柱、外壁等の基本部分
- ②ドア、窓等の外部に面した開口部
- ③上下水道等の配管・配線
- ④トイレ等の衛生設備 などの日常生活に必要欠くことのできない最低限の修繕

#### 〈対象外の例〉

- ① 内装に関するもの、家電製品の修理・交換等
- ② DIY等自ら施工した場合

### 【その他】

- ・申請には、り災証明書のほか領収書、工事内容のわかる書類等が必要となります。
- ・窓口のほか郵送（宛先：〒963-8601 住所記載不要 住宅政策課）でも受け付けています。
- ・準半壊以上の「災害救助法に基づく住宅応急修理」についても同会場で申請ができます。

詳しくは、下記ウェブサイトをご覧になるか住宅政策課までお問い合わせください。

郡山市ウェブサイト（ホーム>くらし>住まい・建築>届出・申請>

令和3年福島県沖地震による一部損壊住宅修理支援事業

[https://www.city.koriyama.lg.jp/kurashi/sumai\\_kenchiku/5/28597.html](https://www.city.koriyama.lg.jp/kurashi/sumai_kenchiku/5/28597.html)

